記者発表資料

平成２８年　４月２８日
青森河川国道事務所

河川敷に悪質な不法投棄（廃家財類）を発見！
～警察と合同で立会を行います～

４月２７日（水）１６時０６分頃、五所川原市大字湊字船越地内の岩木川右岸（２９．４ｋ）に廃家財類（軽トラック１台分程度）が不法投棄されているのを、地先住民の方が確認し、五所川原警察署に通報しました。
青森河川国道事務所五所川原出張所の河川巡視員も現地を確認し、今後は五所川原警察署と合同で立会を行う予定です。
不法投棄は「河川法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。
今後も悪質な不法投棄に対しては、ただちに警察署に通報し、原因者の特定に努めていきます。

詳細は次のとおりです。

①発見日時　　平成28年　4月27日（水）16時06分頃（警察署への通報時刻）

②発見場所　　五所川原市大字湊字船越地内（岩木川右岸29．4k）

③投棄状況　　廃家財類（布団等）軽トラック1台分程度

④措置状況　　本日中に警告看板を設置。今後、五所川原警察署と5月2日（月）午前10時に合同立会を予定しています。

⑤その他　　4月27日（水）14時頃の当局巡視においては異状が確認されていません。

※不法投棄は、「河川法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為で、以下の罰則に処される場合があります。
◇「河川法」・・・・3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金
◇「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
・・・・・・・・5年以下の懲役又は1，000万円以下の罰金
（法人等の場合は3億円以下の罰金）

※発表記者会　：　青森県政記者会、建設関係専門紙、津軽新報社

問い合わせ先
国土交通省　東北地方整備局　青森河川国道事務所
副所長（河川担当）　平山　孝信
ＴＥＬ０１７－７３４－４５９０

五所川原出張所長　清藤　博
ＴＥＬ０１７３－３４－２７３８

不法投棄現場　位置図

五所川原市大字湊字船越地内



不法投棄箇所



